

# 横浜市青葉区における地域ケアプラザの指定管理者の選定の手続等に関する要綱

制定 平成 21 年 12 月 17 日 青福第 1177 号（区長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月 25 日条例第 30 号）（以下「条例」という）第 4 条第 4 項及び横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱（平成 3 年 11 月 21 日民地第 748 号）（以下「要綱」という）第 8 条に規定する地域ケアプラザの指定管理者の選定をす  
るための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

## （指定管理者の選定方法）

第 2 条 指定管理者の選定は、条例第 4 条第 2 項及び横浜市地域ケアプラザ条例施行規則（平成 3 年 11 月 15 日規則第 93 号）（以下「規則」という）第 4 条の規定に基づき実施する。

2 区長は、前項に規定する公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討を行った上で再公募を行う。

3 区長は、前項に規定する再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合、その他特別の事情があると認められる場合には、公募によることなく規則第 4 条第 1 項に該当する者の中から選定を行うことができる。

## （指定管理者選定委員会）

第 3 条 区長は、要綱第 8 条に規定する指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、地域ケアプラザの指定管理者の選定に関して審議を行い、区長に意見を述べる。

3 委員会の組織、審議項目及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## （指定管理者の選定基準）

第 4 条 地域ケアプラザの指定管理者の選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

## （申請書等）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、条例第 4 条第 3 項、規則第 5 条で定める書類及び別途定める横浜市青葉区地域ケアプラザ指定管理者公募要項に定められた提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要なに応じて提供する。

## （指定管理者の選定結果の公表及び報告）

第 6 条 区長は、第 3 条に規定する委員会の意見を尊重し、第 2 条の規定により応募した者の中から、地域ケアプラザ指定管理者の選定を行う。

2 区長は、指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

3 区長は、指定にかかる議案を提出するため、健康福祉局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

青葉区における地域ケアプラザの指定管理者の選定等に関する要綱（平成16年9月1日青福第231号）